

避難行動要支援者名簿の訪問調査及び地域保健福祉推進補助金について

問合せ 福祉課 庶務係 ☎ 0739-26-4900



避難行動要支援者名簿の訪問調査をします

市では、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方を対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。

名簿への掲載の対象となる方は、要支援や要介護の認定を受けている方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者（指定難病）の方等で、一人暮らしや右記の方々のみの世帯等になります。

また、同法の規定により、作成した名簿については、本人の同意を得ることができれば事前に自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等へ提供できることから、対象となった方へ同意書をお送りして意思確認を行っています。

消費税率引上げの影響による低所得者・子育て世帯の消費落ち込みを緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、「田辺市プレミアム付商品券事業」を実施します。これに先立ち、参加店（商品券が利用できる店舗）を募集します。

商品券の概要

購入対象者	購入限度額
①平成31年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く。）	①券面額2万5000円（販売額2万円）
②平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主	②券面額2万5000円×左記期間に生まれた子の数（販売額2万円×子の数）

※4000円（500円券×10枚＝5000円分）を1セットとし、購入限度額まで分割して購入することができます。

- ◇発行総額（予定）5億2500万円
- ◇利用期間 令和元年10月1日～令和2年3月31日
- ※具体的な申請方法等については決定次第、広報紙・ホームページ等でお知らせします。

参加店（商品券が利用できる店舗）について

- 参加店の要件
 - 市内の店舗（移動販売車を含む。）のうち、次の①～④に該当しない店舗
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心（まぐれ当たりによる利益を願う気持ち）をそそるおそれのある営業を行っている店舗
 - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
 - ③下記の「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引のみを行っている、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗
 - ④役員等が暴力団（暴力団員に

いては、詳細な状況をお聞きするため、民生委員・児童委員が訪問調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

地域保健福祉推進補助金を交付します

民間団体が、高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業に対して補助します。

※国・県・市の他の補助金の対象事業は除きます。

- 補助金額 事業の運営に要する費用を補助対象とし、施設建設等に要する費用は対象外とします。1事業につき100万円、交付期間は3年を限度とします。※予算の都合上、全額を補助できない場合があります。
- 申請 所定の申込書等を6月28日（金）までに上記へ提出してください。申込書は、上記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

http://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html

高校生レポーターが決定しました

問合せ 企画広報課 広聴広報係 ☎ 0739-26-9963



市民の皆さんと共に「広報田辺」を作成することに、新鮮で魅力ある地域情報の発信を行い、市民との協働による市政の推進を図るため、平成24年度から市民レポーター「広報田辺ましかど特派員」制度を実施しています。

平成29年度からコーナー名が「青春キラリ！高校生レポーター」に変わり、今月号（令和2年4月号）まで、市内の高校生5名が担当します。今後の活躍をご期待ください。 ※23ページ参照

■特派員紹介（写真左から）[氏名（敬称略）・高校名]

由谷 胡桃（南紀高校）、小川 明日香（田辺工業高校）、伏見 凜音（神島高校）、西脇 美緒（田辺高校）、西 希実（南部高校龍神分校）

- よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗
- 商品券の利用対象にならないもの
 - ◇出資又は債務の支払（税金・電気・ガス・水道料金等）
 - ◇有価証券・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙等の換金性の高いものの購入
 - ◇たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ◇現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ◇転売目的による商品等の購入
 - ◇医療費や処方箋が必要な医薬品など保険適用されるもの
 - ◇事業上の取引（商品の仕入れ等）
 - ◇娯楽業（パチンコホール・麻雀店・その他遊技場）への支払
 - ◇家賃・地代・駐車料等の支払
 - ◇特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 取扱いにおける厳守事項
 - ◇一度参加店として登録する

- と、脱退はできません。
- ◇セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- 商品券の換金について
 - 参加店が指定する口座に、市から振込（月4回を予定）を行います。
 - ◇換金手数料 無料
 - ※詳細は「参加店募集要領」で確認してください。
 - 募集要領の内容を十分ご確認の上、5月7日（火）～24日（金）に、「参加店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、左記受付場所のいずれかへ提出してください。なお、申込みは店舗ごとに行ってください。
 - 申込書等配布場所・受付場所
 - 商工振興課（本庁舎別館3階）・福祉課（市民総合センター2階）・各行政局住民福祉課（19ページ参照）で配布しているほか、ホームページからも取得できます。
 - 事業内容に関すること
 - 福祉課庶務係 ☎ 0739（26）4900
 - ◇参加店に関すること
 - 商工振興課 商工労政係 ☎ 0739（26）9970

国民健康保険税率を改定します

問合せ 保険課 保険税係 (☎ 0739-26-9965)



国民健康保険(以下「国保」という。)は、自営業の方など、職場の健康保険に加入されていない方などを対象とした医療保険制度です。これまで市町村単位で運営してきましたが、平成30年度の国保改革により、都道府県単位で運営することで制度の安定化を図ることになりました。

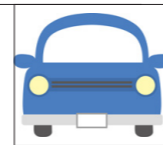
今年度は、和歌山県内の一人当たり医療費の増加などにより、県から市町村に割り振られる一人当たりの「国保事業費納付金」が増加しており、本市においては、やむなく、国保の税率を改定することになりました。被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、保険税の年間税額は、世帯で算定した「医療保険分」「後期高齢者支援金等」「介護保険分」の合計額となります。国保の保険税額の通知は、7月中旬頃に郵送します。

	医療保険分		後期高齢者支援金等		介護保険分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	5.5%	5.7%	1.9%	2.0%	1.6%	1.7%
資産割率	34.8%	31.8%	8.5%	8.2%	8.9%	8.9%
被保険者均等割額	2万2000円	2万3300円	7400円	8100円	1万300円	1万1500円
世帯別平等割額	1万9800円	2万500円	6400円	6800円	5400円	6100円

軽自動車税の減免制度をご利用ください

問合せ 税務課 庶務係 (☎ 0739-26-9919)



軽自動車税には、身体障害者等に対する減免、構造を変更した車両に対する減免、公益のために直接専用する車両に対する減免等があります。

【身体障害者手帳等をお持ちの方に對する減免】
身体障害者手帳等(障害の程度によります。)をお持ちの方が所有する軽自動車等で、左記の①～③に該当する方が運転する場合があります。身体障害者手帳をお持ちの方が18歳未満の場合や、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車等を含みます。

①当該身体障害者等本人
②当該身体障害者等と生計を一にする方
③当該身体障害者を常時介護する方(身体障害者等のみで構成される世帯に限る。)

※他にも条件等がありますので、詳しくは上記へお問い合わせください。

【身体障害者等が利用するために構造を変更した車両に対する減免】
車椅子の昇降装置又は固定装置、浴槽を装備しているなど、その構造が専ら身体障害者等の利用のためのものと認められる場合があります。車両に對する減免で、台数に制限はありません。 ※所有者が法人の場合でも減免の対象となります。

【公益のために直接専用する車両に對する減免】
公益法人等が社会福祉法に定める社会福祉事業など、公益性の高い事業のために使用している場合があります。

【減免申請の共通事項】
減免を受けられるかどうかや手続に必要なものなどについては、上記へお問い合わせの上、納税通知書が届いてから納期限の5月31日(金)までに、上記(本庁舎2階)又は各行政局住民福祉課(19ページ参照)で手続をしてください。なお、納税通知書は5月10日(金)から順次送付されます。

介護保険低所得者保険料の軽減額が大きくなります

問合せ やすらぎ対策課 介護保険係 (☎ 0739-26-4931)



65歳以上で低所得(第1段階～第3段階)の方の介護保険料が軽減されます。第1段階の方については軽減の額が平成30年度よりも大きくなります。

段階	条件	平成30年度		平成31年度	
		料率	年額(円)	料率	年額(円)
1	市民税非課税世帯で老齢福祉年金又は生活保護受給を受給されている方、市民税非課税世帯で本人の収入等80万円以下の方	0.45 (0.5)	3万5500 (3万9400)	0.375 (0.5)	2万9600 (3万9400)
2	市民税非課税世帯で本人収入等120万円以下の方	0.75	5万9100	0.625 (0.75)	4万9300 (5万9100)
3	市民税非課税世帯で本人収入等120万円超の方	0.75	5万9100	0.725 (0.75)	5万7200 (5万9100)
4	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で本人の収入等80万円以下の方	0.9	7万1000	0.9	7万1000
5	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で本人の収入等80万円超の方	1.0	7万8800	1.0	7万8800
6	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額(※1)が120万円未満の方	1.2	9万4600	1.2	9万4600
7	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額(※1)が200万円未満の方	1.3	10万2500	1.3	10万2500
8	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額(※1)が300万円未満の方	1.5	11万8300	1.5	11万8300
9	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額(※1)が300万円以上の方	1.7	13万4000	1.7	13万4000

※1 平成30年度から介護保険料段階を判定する基準のうち、「合計所得金額」については「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」になっています。

平成30年度の第1段階、平成31年度の第1～3段階については低所得者保険料軽減繰入金の繰入後の保険料、保険料率で、()内は軽減前の保険料、保険料率になっています。

第27回文協フェスティバルを開催します

問合せ 文化振興課 文化振興係 (☎ 0739-26-9943)



▶書

【展示部門】
 ◎5月18日(土)・19日(日)
 ◎9時～17時(お茶会は16時まで)
 陽紀南文化会館
 ◇展示ホール(1階) 書・洋画・押し花・水墨画
 ◇小ホール(4階) 生花・革細工・押し花・ちぎり絵・川柳・収集色紙・紀州てまり・古谷石・陶芸
 ◇お茶席(4階)

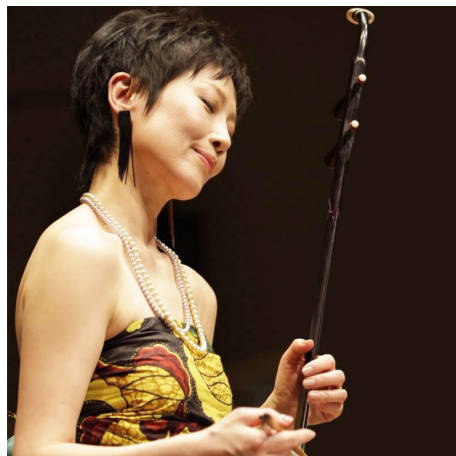
【舞台部門】
 ◎5月26日(日) 第一部
 日本舞踊・箏曲・津軽三味線・三絃・新舞踊・民謡
 ◎6月2日(日) 第二部
 大正琴・詩吟・詩舞・バレエ・フラダンス・社交ダンス・タヒチアンダンス・太鼓・合唱・アコーディオン
 ◎両日とも13時～
 陽紀南文化会館「大ホール」



◀大塔太鼓

チェンミン&ジャー・パンファン 二胡ジョイント・コンサートを開催します

問合せ 文化振興課 文化振興係 (☎ 0739-26-9943)



▲チェンミン



▼ジャー・パンファン

◎7月5日(金)
 ◎18時30分開演(18時開場)
 陽紀南文化会館「大ホール」
■出演
 チェンミンさん、ジャー・パンファンさん
■入場料
 ◇前売り 3000円
 ◇当日 3500円
 ※全自由席
 チケットは4月18日(土)～発売しています。

■チケット発売所
 紀南文化会館、文化振興課(市民総合センター3階)、龍神市民センター、中辺路コミュニティセンター、大塔総合文化会館、本宮教育事務所
■託児所の開設
 申込みを希望の方は、6月25日(火)までに上記までお申し込みください。
 ◇託児料 1000円

食を助ける「残り物 救菜レシピ」を定期発行します

問合せ やすらぎ対策課 高齢福祉係 (☎ 0739-26-4910)



毎日を健康に暮らすために「食事」は欠かすことができません。皆さんは1日3食、おいしく楽しく食べていますか？

和歌山県県勢データ(平成27年)によると、一人暮らしの老人世帯割合(一般世帯に占める)は、15.0%と全国平均11.1%を上回り、全国で第3位という多さになっています。また、家族世帯での人数も2～3名と少ないことから、次のことが心配されます。

- ◇少人数の料理を作るとは難しく、同じ料理を何日も食べ続けている。
 - ◇同じ料理を食べ続けることで食欲の低下につながる。
 - ◇同じ料理を食べ続けることで栄養が偏る。
 - ◇食べきれず捨てられる料理又は食品が増える。
- そこで「残り物救菜レシピ」は、日常食べられている料理が余ったとき、違う料理に作り替えることで皆さんの健康に役立つように、また、捨てられてしまうという食品ロスを減らすために考えたレシピです。

是非ご活用ください。レシピは、奇数月(5・7・9・11・1・3月)の月初めに無料配布します。
■レシピ配布場所
 やすらぎ対策課(市民総合センター1階)、東部公民館、中部公民館、新庄公民館、上秋津公民館、ひがしコミュニティセンター、万呂コミュニティセンター、三栖公民館、芳養公民館、上芳養公民館、長野連絡所、各行政局(19ページ参照)

アイデアを募集します!

あなたの残り物救菜料理を是非お聞かせください。もしかするとあなたの料理がレシピで紹介されるかも……。
 応募には、レシピの配布場所に設置している用紙をご利用ください。たくさんアイデアをお待ちしています。

仲間とスポーツしませんか！ 田辺市スポーツ少年団員を募集します

問合せ 下記参照



スポーツ少年団とは指導資格を有する指導者2名以上と団員10名以上で組織され、青少年の健全育成を目的とした団体です。

- 市のスポーツ少年団は、多様なスポーツを通して、健康な「体」と「心」を養うことを目的として活動を続けています。
- 現在、団員募集は34団体あり、競技と団体名は次のとおりです。
- ◇合気道 合気道田辺道場
 - ◇空手道 田辺空手クラブ、田辺元町空手、熊野塾
 - ◇剣道 建武館、中辺路剣道クラブ、三栖剣友会
 - ◇柔道 練心館、大塔柔道会
 - ◇少林寺拳法 田辺東少林寺拳法クラブ、田辺西少林寺拳法クラブ
 - ◇体操競技 田辺ジュニア体操クラブ
 - ◇陸上 田辺AC
 - ◇サッカー 南紀、牟婁フットボールク

- クラブ、プログレスFCナンキ
 - ◇テニス 田辺ジュニアテニス
 - ◇ソフトテニス 田辺ジュニアソフトテニス
 - ◇ラグビー 梅千ジュニアクラブ
 - ◇軟式野球 田辺第二クラブ、新二ボーイズ、田辺第三クラブ、新庄少年野球クラブ、稲成少年野球クラブ、龍神少年野球クラブ、田辺剛健
 - ◇バレーボール 田辺NVC、キッズ・エンジェル、キッズ・ファイターズ(男子・女子)、龍神ジュニアバレーボールクラブ、中辺路ジュニアバレーボールクラブ
 - ◇ミニバスケットボール 田辺ミニバスケットボールクラブ、新庄ミニバスケットボールクラブ、うさかめ園スポーツ少年団事務局(田辺スポーツパーク管理事務所内)
- ☎0739(25)2531